

# 告示

## 埼玉県告示第千八百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり休止の届出があった。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上田清司

### 一 指定医療機関

名称	所在地	休止年月日
医療法人 山崎歯科医院	春日部市八丁目四六二一	平成二十八年八月一日

### 二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		休止年月日
		名称	所在地	
柴田 峰行		訪問マッサージ JKEIROさいたま市岩槻区城南 W 岩槻中央三ー七ー一 二階 ステーション		平成二十八年五月二十三 日